

障害者差別解消支援地域協議会の  
設置・運営等に関するガイドライン

※未設置市町への働きかけ訪問時の提供資料  
(なお、市町には、抜粋ではなく全体を配布)

平成 29 年 5 月

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)

#### (子会議の役割の例)

- 親会議において共有された検討事項のうち、実務的な意見交換を積み上げる必要があるもの<sup>6</sup>を中心に協議
- 障害種別ごとの対応について協議

なお、正式に子会議を設けるのではなく、協議内容に応じメンバーを限定して開催する方法も考えられます。

### (3) メンバー

#### ①メンバー構成

メンバー構成は、設置主体（都道府県・市町村）や区域の広さ、人口規模などによって異なります。障害者差別解消法では、地域協議会のメンバーとして、国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育など障害者施策に関連する部署をはじめ、NPO法人などの団体<sup>7</sup>、学識経験者、その他必要と認める者を示しています。

想定されるメンバーの候補は14ページの表のとおりですが、これらの機関等をすべてメンバーにしなければならないということではなく、それぞれの地域の実情に応じてメンバー構成を考えることが重要です。

メンバー構成の検討に当たっての留意事項は、次のとおりです。

<sup>6</sup> 具体的には、次のようなものが考えられます。

- ・地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
- ・相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
- ・障害者差別の解消に資する取組の共有・分析・周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信
- ・地域的な広がりを持った障害者差別解消の推進に資する基盤整備（講演会の実施、ボランティアや支援者への研修、障害者との交流事業などの実施等）のために必要な連絡調整

<sup>7</sup> 社会福祉法人などの法人のほか、いわゆる「権利能力なき社団」も含まれます（①団体としての組織を備えること、②多数決の原則が行われていること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること等の四条件を満たす団体）。

- ・意思決定過程における障害者の参画を推進する観点から、障害当事者や障害者団体等をメンバーに加えることが重要です。また、地域協議会のメンバーである障害者団体等には、地域における啓発活動の講師を務めてもらうなど、積極的に障害者差別解消に向けた取組への協力を求めることも有効と考えられます。
- ・法律問題や各障害特性に係る専門的知見を適切に反映させる観点から、法曹関係者や医療関係者<sup>8</sup>については、原則としてメンバーに加えることが望ましいと考えられます。
- ・障害者差別に係る紛争解決に大きな役割を果たしている法務局や労働局、警察等の機関については、支障となる事情<sup>9</sup>がなければ、メンバーに加えることが有効と考えられます。
- ・先進的な取組を行っている事業者、民間団体等をメンバーに加え、障害者差別解消に向けた地域の民間部門の機運醸成の旗振り役として活躍してもらうことも有効と考えられます。
- ・民間団体と協働して事務局を運営する場合、民間団体が主導してメンバーの選定を進める方法もあります。
- ・バランス確保の観点から、経営者団体と労働者団体など、立場が異なる団体を共にメンバーに加えることも有効です。
- ・地方公共団体については、障害福祉担当部署はもちろんのこと、関係する主要な部署の職員をメンバーに加えることで、結果的に庁内の情報共有が進み、必要な協力を得やすくなります。
- ・国の出先機関や広域的な職能団体などをメンバーに加えることは、都道府県や政令市でなければ一般的には難しいのではないかと考えられます。

<sup>8</sup> 医療関係者については、（専門職たる医師の側面が強い）医師会、（医師の雇用主としての側面が強い）医療機関など、様々な関係者が存在するため、それぞれの地域協議会の目的や機能に応じて具体的に検討する必要があります。

<sup>9</sup> 例えば、当該機関の権限と地域協議会の権限がバッティングし、両者の役割分担を適切に整理することが困難になるケースも想定されます（この場合、正式なメンバーではなく、オブザーバーとして参画を依頼することも有効です。）。

【想定される地域協議会の構成機関等】

分野		都道府県	市町村
当事者		障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所（ハローワーク） 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会（弁護士）、司法書士会、人権擁護委員連合会（人権擁護委員） 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
	その他	学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

※表の機関等をすべて含めなければならないということではなく、メンバー構成は地域の実情に応じて検討。

②オブザーバー

メンバーの選定に当たり、候補者等（候補機関、候補団体）から就任に難色を示されるケースも考えられます。こうした場合、候補者等の意向にもよりますが、オブザーバーとして参加してもらうことも有効です。オブザーバーと位置付けた場合、特定の議題について協議を行う場合に欠席を認めるなどの運用も容易となります。